

短期継続型保証制度「5 i n g」

目的 一定期間短期資金を継続して活用することで、疑似資本的な資金調達を可能にし、もって中小企業・小規模事業者の事業の改善及び発展に資すること。

概要

項目	内容	
保証対象者	県内に事業所を有し、以下の要件の全てを満たす中小企業者（組合は除く。）。ただし、当協会が別に定める「連携支援協調パッケージ」取扱要綱に基づき扱店プロパー短期継続融資と協調して取扱う場合は、以下の要件にかかわらず取扱うことができる。	
	<table border="0"><tr><td style="vertical-align: top;"><p><法人></p><p>(1) 1期（12か月）以上の決算を行っている方。</p><p>(2) 申込金融機関において与信取引を1年以上有し、今後も支援育成していきたい方。</p><p>(3) 直近決算書で経常黒字である方。または、経常利益と減価償却費の合計がプラスであり、かつ5年以内に経常黒字が見込まれる方。</p><p>(4) 申込金額が20,000千円超の場合は、直近の決算で債務超過でない方。または、5年以内に債務超過の解消が見込まれる方。</p></td><td style="vertical-align: top;"><p><個人></p><p>(1) 1期（12か月）以上の確定申告を行っている方。</p><p>(2) 申込金融機関において与信取引を1年以上有し、今後も支援育成していきたい先である方。</p><p>(3) 直近決算書で青色申告特別控除前の所得額が黒字である方。または、青色申告特別控除前の所得金額と減価償却費の合計がプラスであり、かつ、5年以内に青色申告特別控除前の所得額が黒字となる見込みの方。</p><p>(4) 当協会の格付けがD1以上である方。</p></td></tr></table>	<p><法人></p> <p>(1) 1期（12か月）以上の決算を行っている方。</p> <p>(2) 申込金融機関において与信取引を1年以上有し、今後も支援育成していきたい方。</p> <p>(3) 直近決算書で経常黒字である方。または、経常利益と減価償却費の合計がプラスであり、かつ5年以内に経常黒字が見込まれる方。</p> <p>(4) 申込金額が20,000千円超の場合は、直近の決算で債務超過でない方。または、5年以内に債務超過の解消が見込まれる方。</p>
<p><法人></p> <p>(1) 1期（12か月）以上の決算を行っている方。</p> <p>(2) 申込金融機関において与信取引を1年以上有し、今後も支援育成していきたい方。</p> <p>(3) 直近決算書で経常黒字である方。または、経常利益と減価償却費の合計がプラスであり、かつ5年以内に経常黒字が見込まれる方。</p> <p>(4) 申込金額が20,000千円超の場合は、直近の決算で債務超過でない方。または、5年以内に債務超過の解消が見込まれる方。</p>	<p><個人></p> <p>(1) 1期（12か月）以上の確定申告を行っている方。</p> <p>(2) 申込金融機関において与信取引を1年以上有し、今後も支援育成していきたい先である方。</p> <p>(3) 直近決算書で青色申告特別控除前の所得額が黒字である方。または、青色申告特別控除前の所得金額と減価償却費の合計がプラスであり、かつ、5年以内に青色申告特別控除前の所得額が黒字となる見込みの方。</p> <p>(4) 当協会の格付けがD1以上である方。</p>	
保証限度額	50,000千円	
利用口数	1企業1口限り	
保証期間	1年（1年ごとに更新手続き（同資金で借換、または、一旦自己資金決済）を行い、最大5年間の継続利用を可能）	
資金使途	運転資金（商品用不動産購入資金は対象外）	
貸付形式	手形貸付又は証書貸付	
返済方法	一括返済	
信用保証料率	年0.45%～年1.90% ※会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる方の割引、有担保割引の適用も可能	
貸付利率	金融機関所定の利率	
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の保証人は原則不要	
担保	原則として不要	
添付書類	事業計画書	